告示

○警察庁告示第一号

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）第七条の規定に基づき、警備出動に従事する警察官等の服制（平成二十七年警察庁告示第二号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成三十年三月十五日

警察庁長官　栗生　俊一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（警備出動に従事する警察官の被服等） **第一条**　［1～3　略］ 4　第一項各号（第三号を除く。）に掲げる被服及び前項に規定するヘルメットの色、地質若しくは材質又は制式（以下「色等」という。）は、別表に定めるとおりとする。 **別表**（第一条関係） 出動服 上衣 色 濃紺色とする。 地質 毛織物、麻織物、綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 制式 襟 1　シャツカラー式とし、立て折り兼用式とする。 2　襟に面ファスナーを付ける。 肩章 外側の端を両肩部に縫い付け、襟側を紺色の樹脂製ボタン（以下「紺色ボタン」という。）各一個で留める。 前面 1　中央に紺色ボタン六個（うち五個は隠しボタンとする。）を付ける。 2　左右の胸部にポケット各一個を設ける。ポケットにはまち及び蓋を付け、紺色ボタン各一個で留める。まちの側面にはファスナーを、蓋にはペン差しを付ける。 後面 上部に「POLICE」の文字を金色の糸で縫い付けた上衣と同系統色の布を付ける。 袖 1　長袖とする。 2　袖口に紺色ボタン各二個を付ける。 3　左右の肘部に肘当て布を付け、肘当て布上端に金色の線を縫い付ける。 4　左袖の上腕部の外側にペン差し及び腕章ループを付ける。	（警備出動に従事する警察官の被服等） **第一条**　［1～3　同上］ 4　第一項第一号及び第二号に規定する被服並びに第三項に規定するヘルメットの色、地質若しくは材質又は制式（以下「色等」という。）は、別表に定めるとおりとする。 **別表**（第一条関係） 出動服 上衣 色 濃紺色とする。 地質 綿織物、合成繊維織物又はこれらの混紡織物、交撚織物若しくは交織織物とする。 制式 襟 折り襟式とし、開襟小開きとする。 前面 中央に打抜きボタン一個及び隠しボタン四個を付ける。ポケットは左右胸部に各一個とし、蓋を付け、黒色の隠しボタン各一個で留める。 袖 長袖カフス式とし、黒色のボタン二個を付ける。